



の精液を渡すべからず

個人

最高で
10年以下の懲役
の罰金
1千万円以下

法人

最高で
3億円
以下の罰金

悪質な不正利用には
刑事罰が科される
ことがあります！

第三者を含む不正利用
への損害賠償請求など

②家畜遺伝資源法

精液・受精卵の流通
規制の強化

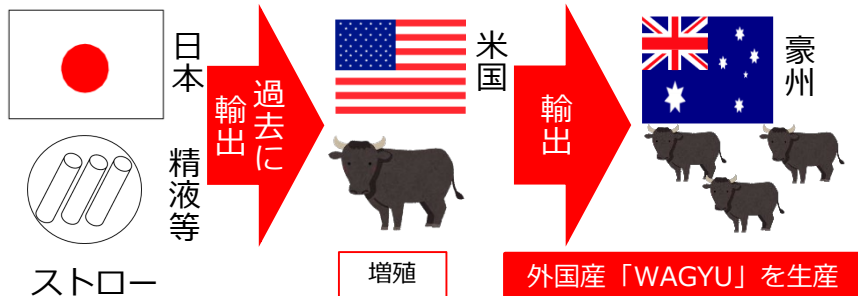
①家畜改良増殖法

日本の宝である和牛を
保護するための法律
(令和2年10月1日から施行)

和牛を守る法律が
見直されました！

和牛遺伝資源の流出のイメージ

過去に輸出された精液等から、米国・豪州
内でアングス種との交配等により、
外国産「WAGYU」を生産



外国産「WAGYU」がアジア市場
などに輸出されている
**日本の和牛の輸出
市場が奪われる**

対応策！ 契約書締結の徹底！

(例) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第〇条 国外利用の禁止

譲受者は、和牛に係る人工授精用精液、家畜受精卵を、日本国外で利用してはならない。

第〇条 第三者への譲渡

譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなくてはならない。

(別添) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書

年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署名

住所

契約締結※①

譲渡不可※②

家畜人工授精所

畜産農家
(自家利用)

他の農家など

※①精液等を譲渡する際に、国内利用及び目的外利用の禁止等を条件とする売買契約を結び、守りましょう
※②家畜人工授精所で保存されている精液等でなければ、有償・無償にかかわらず他人に譲渡できません！